

担当課名	クリーンセンター
案件名	1号ごみクレーンガータ修繕
案件の概要	1号ごみクレーンガータの修繕を実施する。
随意契約の種類	単独随意契約
契約年月日	令和 3年 4月22日
契約の相手方	大栄環境株式会社
契約金額	47,740,000円（うち消費税4,340,000円）
契約期間	契約を行った日～令和 4年 3月25日
随意契約とした理由	<p>本業務は、ごみピットクレーン1号機のガータ部分の更新を実施するものである。</p> <p>ごみピットクレーンはピット内に搬入されたごみを攪拌し、ごみホッパーへ投入する際に必要となる設備である。ごみピットクレーンはメンテナンス等を考慮し2基設置されているが、2号機については昨年度に金属疲労からガータ部分に亀裂が生じ、先行して交換するべく契約を締結している。今回、1号機にも同様に亀裂が生じたため、早急にガータ部の交換を実施することが必要となる。</p> <p>ごみ処理施設は特殊な設備により構成されており、その更新には施設に精通した者による実施でなければならない。また、焼却炉の稼働を行いながら更新を進めていく必要があり、安全性を確保しながら更新を進めていかなければならないことから、当該業務を実施できるのは、現運転管理委託業者でもあり、機能・構造及び特性を十分に熟知しており修繕実績のある大栄環境株式会社しかない。よって、大栄環境株式会社と単独随意契約を締結するものとする。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）</p>